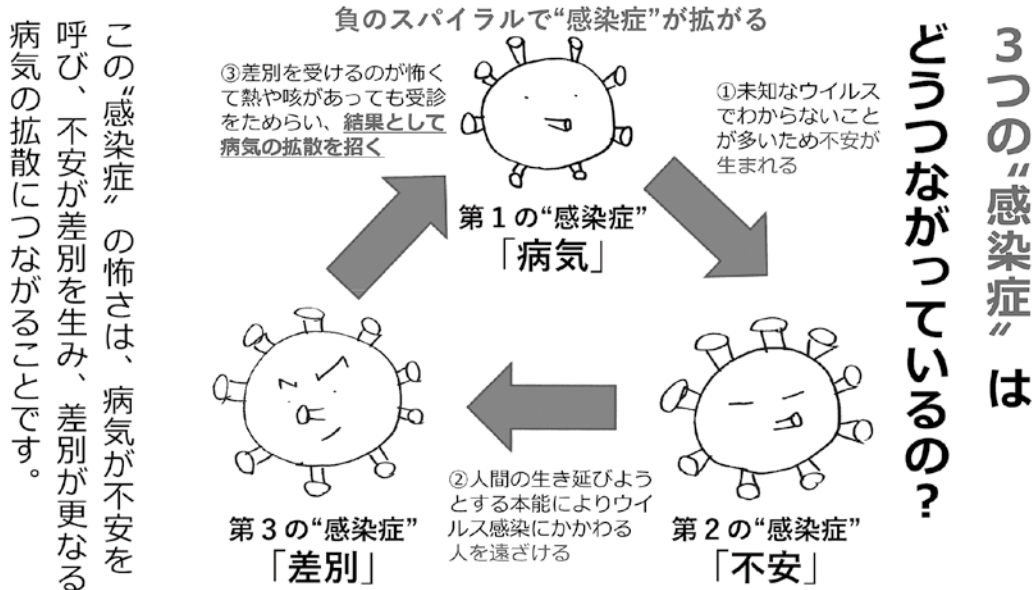


新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～

新型コロナウイルスは、3つの“感染症”という顔を持って、私たちの生活に影響を及ぼします。

- ・第1の“感染症”は病気そのものです。
- ・第2の“感染症”は不安と恐れです。
- ・第3の“感染症”は嫌悪・偏見・差別です。



それぞれの立場でできることを行い、みんなが一つになって負のスパイラルを断ち切りましょう！

出典：新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう～負のスパイラルを断ち切るために～（日本赤十字社）



令和3年度 新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入の減少があった中小事業者等に対して、令和3年度の1年度分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税の課税標準を事業収入の減少割合に応じて軽減します。

次の要件に該当する方は、認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士など）から事業収入の減少等の要件に係る認定を受け、期間内に税務課まで郵送等で提出してください。

要件 令和2年2月～10月の任意の3カ月間の事業収入の合計が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等（※）であること。

※「中小事業者等」とは、下記のことをいいます。ただし、大企業の子会社等は除きます。

- ・資本金または出資金額が1億円以下の法人
- ・資本金または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

申請受付期間 令和3年1月4日～令和3年2月1日

軽減措置の対象割合 令和2年2月～10月の任意の3カ月間の事業収入の合計が前年の同期間と比べ、

- ・30%以上50%未満減少している場合：2分の1
- ・50%以上減少している場合：全額

要件や申請方法等の詳細は、市のホームページでご確認ください。

**【申し込み・問い合わせ先】 税務課
電話42-2111（内線215）**

広 告

STIHL 果樹剪定に枝払いに最適なバッテリーチェーンソー好評発売中
4cm径なら80本切断、連続25分駆動、充電時間70分
8cm径まで切断可能 GTA26 希望小売価格¥17,800-

(株)長内土木造園

造園工事一式 ○設計 ○施行 ○管理業務
○整枝剪定 ○伐採 ○草刈り

〒038-3304 青森県つがる市下車力町盛野83
TEL.0173-56-3131 FAX.0173-56-3132

広告募集中！

「広報つがる」への広告、
「市ホームページ」へのバナー広告を
募集しています。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**【申し込み・問い合わせ先】
秘書広報課 電話23-3265**



冬を快適に過ごすために 除排雪作業にご協力を!

今年も雪の季節がやってきます。

市では、今冬の除排雪を計画し、市民生活の安全が図られるよう努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

除排雪業務

市では幹線道路・生活道路等（国道・県道を除く）の除雪延長約384kmを直営除雪と民間委託により行います。除排雪業務の実施期間は12月1日から3月31日までとしますが、期間の前後であっても、降雪状況により除排雪を実施します。

除排雪体制

- つがる市の除排雪の体制は、全区域を統括する本部を市役所建設部土木課に設置いたします。
- 除雪パトロールは市内を巡回し、雪の状況を随時的確に判断し、効果的な除排雪が実施出来るようにします。

円滑な除排雪作業のためにご協力をお願いします

深夜作業にご理解をお願いします

朝の通勤・通学経路、歩行者の安全確保や作業効率などの理由から、除排雪作業は深夜・早朝行います。

路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の妨げとなり、地域全体に迷惑がかかりますのでやめてください。また、事故などでやむを得ず路上に駐車する場合は、目印に赤旗を立ててください。

道路に雪を捨てないでください

除雪後に残る寄せ雪は各世帯で取り除くようお願いいたします。同様に、各家庭の雪を道路に押し出すこともやめてください。

通行規制にご協力をお願いします

除雪および排雪作業を迅速かつ安全に進めるため、道路を一時通行止めにする場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

除雪車が作業中の時は近寄らないようにしましょう

除雪車は重機械であり、前後10m位は死角となります。また、雪の中に混じっている砕石やガラスなどが飛び散る場合もありますので、30m以内に近寄らないようお願いいたします。

【問い合わせ先】

土木課 電話42-2111（内線391・394）

融雪溝のご利用について

融雪溝は、路肩に堆積した雪の処理に大きな効果を発揮しますが、不規則な投雪など使い方を間違えると、水があふれたり思わぬ事故を引き起こす原因にもなります。

利用者自ら思いやり・ゆずりあいに心がけ、ルールやマナーを守って利用しましょう。

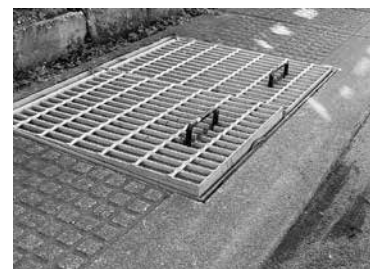
- 地区によりポンプの稼働時間が異なります。水が流れているのを確認し利用してください。
- 固くて大きなかたまりの雪は、細かく砕いてから捨てましょう。
- 投雪口を開けやすくするため板やビニールの袋などを挟むと、ふたが閉まりきらず、歩行者がつまづく危険がありますのでやめましょう。
- 投雪中は歩行者や車両にも気をくばり、事故のないように十分注意しましょう。

過去に事故が発生しました

融雪溝のフタが閉まりきっていないため、歩行者が段差につまづき転倒してケガをするという事故が発生しました。このような事故を防ぐため、作業時以外は、投雪口の蓋を確実に閉め、開けっ放しにしないよう徹底してください。



板材を挟むのは危険です



ふたと取っ手が上がって危険です

【問い合わせ先】土木課 電話42-2111（内線391・394）